

物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示 新旧対照表

改正後	改正前
<p>1 競争入札に参加することができない者 次の各号のいずれかに該当する者は、競争入札に参加することができない。 (1)及び(2) 略 (3) 長崎県が行う<u>各種契約等</u>からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者 以下略</p> <p><u>前 文 (抄) (平成 29 年 3 月 31 日告示第 315 号)</u> <u>平成 29 年 4 月 1 日から適用する。ただし、この告示の適用の日前にこの告示による改正前の物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示に基づいて、入札参加者の資格を有するものと決定された者については、この告示による改正後の物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示に基づく入札参加者の資格を有するものと決定されたものとみなす。</u></p>	<p>1 競争入札に参加することができない者 次の各号のいずれかに該当する者は、競争入札に参加することができない。 (1)及び(2) 略 (3) 長崎県が行う<u>各種契約</u>からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者 以下略</p>